

平成22年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成22年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成22年8月5日（木） 午後3時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について
議案第18号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第19号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第20号 平成23年度使用教科用図書の採択について
 - 6 その他
 - (1) 市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例施行規則の一部改正について
 - (2) 平成22年度「ゆったり夏体験」活動報告及びふれんどルームの活動について
 - (3) 平成22年度「成人式」実行委員会の発足について
 - (4) 平成22年度「還暦式」実行委員会の発足について
 - (5) 日本PTA全国研究大会ちば大会第1分科会について
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について
議案第18号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第19号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について
議案第20号 平成23年度使用教科用図書の採択について
 - 2 その他
 - (1) 市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手續等の特例に関する条例施行規則の一部改正について
 - (2) 平成22年度「ゆったり夏体験」活動報告及びふれんどルームの活動について

ムの活動について

- (3) 平成22年度「成人式」実行委員会の発足について
- (4) 平成22年度「還暦式」実行委員会の発足について
- (5) 日本PTA全国研究大会ちば大会第1分科会について

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	岡本 博美
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	下川 幸次
教育総務部次長	林 芳夫	学校教育部次長	川添 茂
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	保健体育課長	押田 敏郎
教育センター所長	大嶋 章一	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	齋藤 忠昭	中央図書館長	露木 芳輝
考古博物館長	石毛 一成	自然博物館長	宮田 明吉

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	竹内 博之
"	主幹	山田 浩一
"	副主幹	近藤 孝子
"	主任	堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成22年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。次に、議事4会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料は1ページから20ページでございます。この貸付制度は、高校や大学への入学を希望する方の保護者で、入学準備金の調達が困難な場合に無利子で貸し付ける制度であります。貸付額は学校の区分に応じて、公立高校の場合の10万円から私立大学の場合の50万円までとなっており、返済方法は卒業してから3年以内の分割返済となっております。今回、連帯保証人の資格と申請書の提出期間のほか、条文の整備を行う必要があるため、規則の一部を改正するものです。改正理由は大きく2点ございますが、1点目としまして、貸付金の確実な回収を図るため連帯保証人の資格を見直す必要があります。2点目としまして、現在、入学準備金貸付申請書の提出期間は10月1日から翌年1月31日までの間としていますが、この期間以外にも貸し付けの申請を希望される保護者がいるため、提出期間を見直す必要があるためございます。改正の内容につきましては、9ページ以降の現行と改正後との対照表に基づきまして説明をさせていただきます。まず1点目の連帯保証人の資格といたしまして、10ページの右側改正後の第6条第2号に「確実な保証能力を有すること。」の要件を加えまして、入学準備金貸付申請書の添付書類としまして、9ページの第3条第1項(3)に「連帯保証人の源泉徴収票、給与証明書その他の収入を証する書類」を加えたいと考えております。この連帯保証人の基準につきましては、左側現行の第3条にありますように、今まで具体的な規定がございませんでした。この制度の貸付金は市民の大事な公金でありますし、返済されたお金が次の方への貸し付けの原資となりますことから、確実に回収する必要があります。返済の督促を行う際は、貸付者本人と連帯保証人に連絡をとりますが、ご承知のとおり連帯保証人の果たす役割には大きなものがあります。当然ある程度の収入があり、返済能力があるということは大きな要素になると考えておりますので、貸し付けの際に連帯保証人の方の収入も審査させていただくこととしました。続きまして、2点目の

入学準備金貸付申請書の提出期間としまして、9ページの第3条中の「10月1日から翌年1月末日までの間に」を削り、改正後の同条第2項に「前項の入学準備金貸付申請書は、入学準備金の貸付けを受けようとする年度の10月1日から翌年1月31日までの間に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」旨を定めます。現在、入学準備金貸付申請書の提出期間は、先ほど申し上げましたように10月1日から翌年1月31日までの間でございますが、この期間以外にも入学準備金の貸し付けの申請を希望される保護者がございます。突然のリストラ、所得の急激な減少等により入学準備金の調達が困難となる世帯につきましては、経済的な理由によりまして進学の機会を逸することのないように、家計の実情等を考慮して対応してまいりたいと考えております。そのほかの部分につきましては、文言の整理を図るという目的で改正をしております。以上でございます。

- 宇田川委員長
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。
- 吉岡委員
入学準備金というのはどういうものをいうのですか。
- 就学支援課長
いわゆる入学金の準備というのが大半で、入学する際に入学金のほかに新たに学生服が必要だったり、教育上必要なものに充てていただくように考えています。
- 吉岡委員
そうすると、例えば本代なども含まれるわけですか。
- 就学支援課長
申請される際は具体的な買いたいものとか入学金とかということの指定はございませんので、入学する際に教育に必要なものに充てていただくということです。入学金だけということではございません。
- 吉岡委員
これは範囲が明確ではないから、使い方について、今までトラブルになったことはないのですか。
- 就学支援課長
特に入学するために必要な教育全般にかかる金銭的なものに充てていただくということでは問題ありません。
- 吉岡委員
わかりました。
- 五十嵐委員
ここに「貸付金の確実な回収を図るため」と言われているということは、回収が確実ではないという意味ですか。

○ 就学支援課長

現在は連帯保証人の方の規定が特にありませんので、例えば年齢が80歳、90歳でも問題ありませんし、収入が一切なくて扶養されていても規定上は問題ありません。ただ、収入が全くございませんので、当然に返済能力につきましては非常に厳しいものがありますので、税制上で130万円以下の場合は扶養の対象となりますので、最低限130万円以上の収入がある方を想定して考えております。

○ 教育総務部次長

補足させていただきます。21年度の決算で収入未済で返ってこなかったお金が4,880万円ほどございます。つまり、毎年貸し付けをするのですが、そのうち今までに返ってこなかった累積額が約4,900万円たまっている状況でございます。ですから、すべてが返ってきてているということではないというご理解をいただきたいと思います。

○ 内田委員

1件当たりどのぐらいの貸し付けを行うのですか。

○ 就学支援課長

公立高校の場合で10万円です。一番高い私立の大学の場合で50万円までで、国公立、私立の違いで額が違ってきます。高校と大学でも違ってきます。

○ 内田委員

今現在、総計では毎年どのぐらいの予算になっているのですか。

○ 就学支援課長

貸し付け状況ですけれども、平成21年度で貸付件数が165名、5,900万円です。平成20年度で153名、5,200万円です。貸し付けの状況につきましては、他市の状況と比較しますと、市川市の場合は相当多い人数です。市川市が22年度に予定しております人数が192名、予算額が6,790万円ですけれども、松戸市が26名分、船橋市は54名分、浦安市が36名分ということで、市川市は際立って多くなっています。予算額も多い状況です。

○ 宇田川委員長

ここ数年の間の傾向としてふえてきているのですか。

○ 就学支援課長

長期的にはふえております。ただ、波がありますので、多い年、少ない年もございます。全体としてはふえております。

○ 内田委員

これは希望者全員にというわけにはいかないわけですよね。状況としてはどうですか。

○ 就学支援課長

過去の予算額で大体足りている状況です。条件のかなっている方が申請されて、貸し付けができないということはございません。

- 吉岡委員　　例えば私学に行くので30万円借りたいときには、内訳は何もなくて貸すわけですか。入学金がどのぐらいかかって、ほかにどのようなものを買うのかということは全然聞かずに、借りたいという額で貸すのですか。
- 就学支援課長　　基本的にはそのように考えています。ただ、規定上は、例えば入学準備金を借りるのは、私立の大学の場合ですと50万円貸し付けできますけれども、入学金が30万円で、30万円でいいという方については30万円だけお貸しすることができます。ですから、それ以外に何かかかる場合は最大で50万円ということになります。50万円以下であれば、本人の申し出で額を下げるることはできます。
- 吉岡委員　　その範囲内であれば、かかるものの内訳は全然なしで貸すわけですね。全部そうなのですね。
- 就学支援課長　　はい、そうです。
- 宇田川委員長　　もう1つお聞きしたいのですが、これを見ていますと、現金で受け取る場合について出ていますが、現金をお貸しするのはどういうところでやっているのですか。
- 就学支援課長　　就学支援課の窓口です。事前に連絡をいただかないと現金を用意できませんので、用意しておいて、その日に来ていただくということでございます。
- 宇田川委員長　　身分証明書を持ってきてもらうというのが出ていたと思いますけれども、本人かどうかを知るためにということですね。
- 就学支援課長　　はい。
- 五十嵐委員　　償還の猶予や免除について出ていましたが、どのような状況の場合に免除や猶予を受けられるのですか。
- 就学支援課長　　返済される保護者の方が急にリストラに遭ったり、あるいは本人が留年する場合には事情をお聞きしております。
- 五十嵐委員　　そのときは猶予になるのですか。
- 就学支援課長　　その状況によって返済をおくらせることはできることになります。

- 五十嵐委員
免除というのはあるのですか。
- 就学支援課長
免除に該当する場合の規定ですが、破産法に基づく自己破産申請して裁判所から認められた場合を免除としております。過去に約17件ございます。
- 中村委員
返済の方法はどのような形なのでしょうか。
- 就学支援課長
卒業後に3年間の分割です。毎月の返済になります。
- 宇田川委員長
他に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員
異議なし。
- 宇田川委員長
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第18号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。
- 地域教育課長
資料21ページから24ページでございます。市川市学校施設開放に関する規則の一部改正をしたいので、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、市川市学校施設開放は、学校教育上支障のない範囲で学校施設を開放することにより、市民のスポーツ及び文化活動の振興を図る目的で実施している事業でございます。平成18年9月より学校施設開放団体が学校施設の運動場及び体育館の照明を使用した場合には、市川市学校施設の開放に関する規則に定められている照明料を徴収してまいりましたが、体育館の耐震補強工事に伴い照明改修工事もあわせて行われ、平成21年度をもって終了いたしました。体育館の耐震補強工事を行った学校は15校ありますが、そのうち体育館の照明料に変更が生じた学校は9校でございます。9校につきまして、体育館照明料の見直し調査を行った結果、市川市学校施設開放に関する規則に定める別表、資料23ページから24ページの体育館照明料の消費電力の区分による1時間当たりの照明料の額に変更が生じましたことから、同規則の一部を改正するものであります。なお、残り6校につきましては、消費電力の区分に変更が生じないことから、従前どおりでございます。それでは、消費電力の区分に変更が生じた9校について、資料23ページから24ページの別表の体育館照明料に基づいてご説明いたします。資料23ページの現行、消費電力の区分「15キロワット以上20キロワット未満」の区分で、1時間当たりの照明料の額が240円の学校は全部で18校ございますが、

そのうち中国分小学校、曾谷小学校、富美浜小学校、大野小学校の4校が改正後、消費電力の区分「10キロワット以上15キロワット未満」の区分で、1時間当たりの照明料の額が180円に変更となります。また、資料24ページをごらんください。同様に、現行、消費電力の区分「20キロワット以上」の区分で、1時間当たりの照明料の額が360円の学校は全部で13校ございますが、このうち行徳小学校、新浜小学校、百合台小学校、柏井小学校、大洲小学校の5校が改正後、23ページの消費電力の区分「10キロワット以上15キロワット未満」の区分で、1時間当たりの照明料の額が180円に変更になります。以上申し上げました9校すべてにおいて、1時間当たりの照明料が減額となります。なお、本案の施行期日は平成22年4月1日でございます。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。これは耐震補強工事をしたときに東京電力との契約電力が変わったことで、こういった変更が生じたということなのでしょうか。

○ 地域教育課長

耐震工事に伴いまして、実際に老朽化している電球等もございました。天井部分のはりとかの工事にもかかわりまして照明の取り替えが実施されました。新たにつけました照明器具は、今以上に明るくなりまして、消費量は逆に減になったということで、消費電力が実際に安くなったということでございます。電気の質が大分変わりまして、エコ関係、また、長期的に使えるような電球に変わったということで、電気料が実際に減ったということで減額になりました。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第19号 市川市幼児教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、審議会への諮問を経て教育委員会としての意思決定がされるまでの間、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。また、本件につきましては、本日の案件がすべて終了してから行います。次に第20号 平成23年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。また、本件につきましては、本日の案件がすべて終了してから行います。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例施行規則の一部改正についてを説明してください。

○ 教育政策課長

その他(1)の資料をごらんください。裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本市は、工業地域及び準工業地域における大型マンション等建築事業が学校建設の整備など新たな行政需要を生じさせること等から、事業区域周辺の環境との調和を図ることなどを目的といたしまして、市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例を定めております。この条例につきましては、工業地域等におけるおおむね63戸以上のマンション建築事業について適用されるほか、義務教育施設への児童等の受け入れが困難となる状況が予測される地域については、マンションに居住することとなる児童等を義務教育施設に受け入れることができなくなる可能性が高くなることから、おおむね63戸未満のマンションの建設事業についても適用することとしております。この義務教育施設への児童等の受け入れが困難となる状況が予測される地域は、この規則の第2条に定めておりまして、現在、鬼高小学校、信篤小学校及び新井小学校の通学区域に係る工業地域等の区域が定められているところでございます。今回、宮田小学校につきまして教育委員会のほうで推計いたしました平成27年度及び28年度における普通教室数と特別教室数の合計数が同校の全教室数を超えるという見込みとなりましたことから、市長は義務教育施設への児童等の受け入れが困難となる状況が予測される地域に宮田小学校の通学区域に係る工業地域の区域を加える規則改正を行う予定で、現在決裁中とのことでございます。以上、市長が制定権を有する規則の改正ではござ

いますけれども、義務教育施設に関する事項でございますので、あらかじめご報告させていただくものでございます。以上でございます。

○ 内田委員

わかりやすく言うとどういうことですか。

○ 教育政策課長

通学区域、学区というのがございまして、その中に普通の住居地域と工業地域が混在している場合がございます。住居地域の場合には、例えばマンションの建設がございましても、それはそれで受け入れなければならないのですが、この条例を定めていることによりまして、工業地域については建設を待ってくださいということが言えるという内容の条例と施行規則でございます。

○ 内田委員

それと学校との関係がわからないのですけれども、そこにマンションが建つと生徒の数がふえる、その収容能力がこちらにないということですか。

○ 教育政策課長

そういうことです。今回の宮田小学校の場合には、タワーイーストとウエストの関係がありまして、あそこで小さなお子さんが若干ふえているものですから、それを推計いたしますと、平成27年、28年ぐらいで小学校のキャパシティーがいっぱいになってしまふということで、工業地域に具体的にすぐにマンション建設がされるということではないのですけれども、そこは押さえておいて、規則の中に定めておこうというような内容でございます。

○ 宇田川委員長

次に(2)「ゆったり夏体験」活動報告及びふれんどルームの活動についてを説明してください。

○ 教育センター所長

7月27日火曜日に実施いたしました「ゆったり夏体験」、平成22年度ふれんどルームの年間計画についてご報告させていただきます。お手元の資料の25から28ページをご覧ください。「ゆったり夏体験」につきましては、昨年度まで、きらきら体験として実施しておりました。本年度より適応指導教室運営事業に位置づけ、ふれんどルームの活動の一環として実施いたしました。参加対象者は市立小中学校に通う小学4年生から中学3年生までの不登校もしくはその傾向にある児童生徒や、新たに体験を積んで、さらに個性を伸ばしたいと考える児童生徒です。本年度は、市川市少年自然の家におきまして、猛暑の中ではありましたが、小学生4名、中学生10名の合計14名の参加がありました。そのうちふれんどルーム在籍者が11名、一般の参加者が3名でした。教育センター職員、適応指導教室専門指導員、そして聖徳大学大学院生の引率のもと、ウォークラリー、野外炊事、レクリエーションなどのプログラムを実施いたしました。最初は少しひどい暑さがあったものの、暑い

中ではありましたけれども楽しく活動することができ、笑顔をたくさん見ることができました。特にふれんどルームの子どもたちにとっては、お兄さん、お姉さん的な存在である5名の大学院生の協力をいたしましたことにより、大学院生とたくさんの会話や活動をすることができ、充実した1日となりました。子どもたちの感想の中にも、大学院生との活動ができたことが楽しかったと表現しておりました。今回の活動は、いつもと違う環境の中で異年齢交流や体験活動を実施することができ、子どもたち1人1人のエネルギーを充電するために大変有意義な活動となりました。なお、本年度のふれんどルームの活動については、28ページに年間指導計画を掲載しておりますが、今年度より新たに職場体験、保育交流を取り入れたいと考え、実現に向けて準備を進めております。不登校の子どもたちには、社会体験的な活動を通じ将来のことを考えさせ、夢を持たせるとともに、多くの人たちとのかかわりの中で成長してほしいという願いを持ち計画したものであります。ぜひ実現し、子どもたちの成長と自立につなげたいと考えております。以上、報告を終わらせていただきます。

○ 吉岡委員

これは、以前にやっていたきらきら体験にかわるものとしてやったということですか。

○ 教育センター所長

そうでございます。

○ 吉岡委員

そうすると、きらきら体験はもうやらないのですね。

○ 教育センター所長

はい。

○ 吉岡委員

わかりました。

○ 五十嵐委員

活動的に動いている様子がうかがえて、やはり体験学習は大切だなと思いました。総括の中に、「夏季休業中に実施することで、9月からの学校や『ふれんどルーム』の生活につながると考える」とまとめてあるのですけれども、そうなると、この時期でいいのかとか、9月に結びつけるとしたら、もしかして9月にもう少し近いほうがいいのかなとか、時期のことをちょっと思ったものですから、その辺についてはどうですか。

○ 教育センター所長

おっしゃるとおりかもしれません。やはり休み中の時期に実施するということは、9月のスタートに向けてつなげていきたいと考えております。休み中の期間において、例えばふれんどルームの子どもたちが一堂に集まって活動したり指導員と会ったりすることによって、9月にふれんどルームに行き

やすくなるとか、学校のほうにも最近行き始めている子どもたちもおりますので、今後のきっかけにもなると思います。時期的なことについては、来年度どの時期が一番適切なのかについては、今年の反省をもとに検討したいと思っております。

○ 吉岡委員

きらきら体験のときもお話ししたのだけれども、不登校の子たちがこういう体験を通してどんなふうになるのか、このことはいいことかどうかという成果は、だれもわからないわけですね。今、教育センター所長がおっしゃったように、これの体験後にその子が学校に行き出したとか、そういう症例報告でもいいですから、教育委員会で企画したことが、実際、不登校の何かに役立っているのかということを出して、発信してもらえばいいのではないかなどと思っています。そのままやりつ放しではなくて、成果がとても大切だと思うのです。だから、ぜひともお願ひしたいと思います。

○ 教育センター所長

わかりました。このきらきら体験だけではなくて、本年度、不登校関係のことについても、ある程度の情報と対応について、教育センターに一元化していただきましたので、その対応を今進めているところでございます。ふれんどルームについても活動の評価を、内部評価的なものと、これに携わる方々に評価をしていただきながら、活動したことが学校現場への復帰とか、精神的な部分の回復がどのくらいあったとか、そういうことの検証をさせていただきながら、また報告をさせていただける機会が持てるのではないかと考えております。

○ 吉岡委員

よろしくお願ひします。

○ 中村委員

ふれんどルームの年間計画があるのですけれども、例えば不登校を乗り越えたふれんどルームの卒業生といいますか、経験をして大きくなられた方との触れ合いなどはあるのでしょうか。

○ 教育センター所長

特にそういう計画はないのですけれども、確かに今お話しいただいたように、子どもたちに自信を持たせるためには、たくさんの人のかかわりが必要かと思うのですが、不登校になった子どもたちが、こういうふうに立ち直っているという事例については、保護者会がありますので、不登校の関係の保護者の方にはお話をさせていただいているものの、子どもたちに実際に対面するとか、そういう機会は今までありませんでした。そういう考え方はず子どもたちにとても刺激になるのではないかなど考えますので、今年度の計画の中に含めるか、今後の課題にするか、私どものほうで検討させていただきたいと思います。

- 宇田川委員長
　次に(3)平成22年度成人式実行委員会についてを説明してください。
- 生涯学習振興課長
　その他の(3)から(5)までが生涯学習振興課の所管になりますので、一括して簡潔に説明させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
- 宇田川委員長
　よろしくお願ひします。
- 生涯学習振興課長
　それでは2件の進捗報告と1件のご案内になります。進捗報告については資料はございません。口頭でございます。まず、(3)平成22年度成人式実行委員会の発足についてでございます。実行委員の決定につきましては、「広報いちかわ」と市ホームページで募集いたしまして、二十歳の青年が6名、19歳の者が4名、合計10名の応募がございまして、実行委員に決定いたしました。成人式実施のための実行委員会の基本的な考え方でございますが、今年度も、より充実した式典とするために、企画の発案、検討する期間を十分に設ける目的で、早目に実行委員会を組織いたしました。二十歳を中心とした実行委員で組織し、委員の自主的な企画運営ができるだけ反映させるよう配慮しながら進めてまいりたいと存じます。実行委員会の開催は、式典当日まで約10回を予定しております。第1回目を6月29日に開催いたしまして、初めに式典開催日の確認を行いました。開催日ですが、平成23年1月9日、これは成人の日の前日の日曜日になります。場所は市川市文化会館で実施いたします。次に、4階和室で茶席体験、着物着付け直しを市川茶道会、雅び会というそれぞれの協力団体に運営をお願いすること、また、成人式で恒例になっております懐かしい先生からのビデオレターにつきましては、実行委員全員一致で実施することになりました。第1回目の報告につきましては以上でございます。その後、7月16日、29日にそれぞれ第2回、第3回の実行委員会を開催しております。まだ現段階では具体的なことは決まっておりませんが、今年度の成人式につきましてもサプライズ企画を考えております。実行委員会で企画構成を速やかに決定し、残りの時間を充実させてまいりたいと存じます。次に(4)平成22年度還暦式実行委員会の発足についてでございます。本年11月3日祝日に開催いたします還暦式の第1回実行委員会開催についてご報告申し上げます。実行委員会のメンバーにつきましては、教育委員会を中心として構成いたしました。実行委員長に伊藤教育次長、副実行委員長に下川生涯学習部長、実行委員として角来生涯学習部次長と私、生涯学習振興課長が当たります。実際の企画運営に携わる作業部会を設けておりまして、この作業部会のメンバーにつきましては、市民団体の代表として市川大好き人の会より2名、NPO法人ボランティア協会より1名、市川女性の集い連絡会より2名、そこに生涯学習振興課職員が4名加わりま

して、還暦式の実施に向けて詳細について決めてまいります。第1回還暦式実行委員会は6月25日に開催されまして、還暦式実施計画の概略と今後のスケジュールについて確認が行われました。また、内容としてプラスムジーク・シュベルマーというアマチュアの吹奏楽団の記念演奏と、ラジオパーソナリティー高嶋秀武氏の記念講演実施について決定をしております。実行委員会は、この後2回の開催を予定しております。作業部会については5回の会議を予定しております。なお、この2件の行事につきましては、適宜、今後の教育委員会議でもご報告をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。最後に、(5)第58回日本PTA全国研究大会ちば大会第1分科会についてご案内ございます。これにつきましては、お手元に実施要綱を置かせていただきました。来る8月27日金曜日に市川市文化会館大ホールで実施されまして、千葉県で初めて開催されるPTA全国大会の第1分科会の会場が市川市となっております。テーマは「学級のPTAなくして、日本のPTAなし～今こそ、PTAの原点を見つめよう～」となっております。記念講演といたしまして、K-1競技統括プロデューサーの角田信朗氏が予定されております。また、実践発表とパネルディスカッションが行われます。全国からPTAの関係者が県内各会場で8,000名集まる予定でございまして、市川市の第1分科会につきましては1,200名の参加を見込んでおります。宇田川委員長に代表としてご案内を差し上げておりますが、教育委員の皆様の中で参加のご希望がございましたら、生涯学習振興課長までお声かけをいただければと存じます。以上でございます。

○ 吉岡委員

式典で今、議員の紹介をしています。ほかのところではどのぐらいやっているのでしょうか。選挙権を持つから、今の市議会議員にはこういう方がいるということを紹介する意味では、やっても構わないと思うのですが、あの席に出ていていつも違和感を持つのです。ほかのところで議員の紹介をしているのかどうかなど調べていただいて、実行委員の人たちにもどう思うかを聞いてもいいのではないかと思います。

○ 生涯学習振興課長

今伺いましたことにつきましては、他市の状況を確認させていただきまして、実行委員の青年たちとも相談をしてみたいと思います。

○ 宇田川委員長

二十歳の人が6名、委員として入ってこられた。その方は、19歳のときに入っていた人で二十歳でまた入っている人もいるわけですか。

○ 生涯学習振興課長

2名が19歳のときの経験者で、あと4名の子はまた新たにやってみたいということで申し込んでくれました。

○ 宇田川委員長

わかりました。そういう方々の意見も大事なのではないかなという気がします。還暦式の日にちはもう決まっているのですか。

○ 生涯学習振興課長

11月3日の午前中を予定しております。

○ 宇田川委員長

去年と同じ日にちですね。.

○ 生涯学習振興課長

さようでございます。

○ 宇田川委員長

わかりました。それでは、暫時休憩の後、引き続き議事に入ります。会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席していただくことになります。教育次長、各部の部長、次長、指導課長、教育政策課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

―― 休 憩 ――

○ 宇田川委員長

それでは、議事を再開いたします。議案第19号 市川市幼児教育振興審議会への諮問についてを議案といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

ただいまお配りしました資料の29ページをお願いいたします。本案につきましては、先月1日の7月の定例教育委員会の勉強会におきまして、その内容とスケジュールについてご説明させていただいたところでございます。今回の議案につきましては、その勉強会と内容について変わるところはございません。幼児教育振興審議会につきましては、7月29日に本年度第1回目の会議を開催いたしまして、会長、副会長の選任等を行いました。次回の審議会が8月30日でございまして、その会議におきまして諮問させていただく内容を本日ご審議いただくために議案として提出させていただいたものでございます。諮問の本文といたしましては、30ページでございます。(1)といたしまして、公立幼稚園の今後のあり方についてということで、基本的な方向性について、短期的な方向性について、将来的な方向性についての大きく3点を諮問させていただきます。また、今回の諮問につきましては、本文のほかに諮問資料を添付いたしまして具体的な内容をお示しする予定でございます。その内容につきましては31ページ以降にございますので、読み上げさせていただきます。諮問資料1でございます。公立幼稚園の今後のあり方について(案) 諮問理由、本市においては、私立幼稚園と公立幼稚園が相互に補完し合いながら幼児教育を担ってきたところであるが、近年、少子化による幼児人口の減少や就労形態の多様化に伴う保育需要の増大等により幼稚園需要は減少傾向にある。公立幼稚園においては、地域により就園率に高

低差が生じており、私立幼稚園でも定員を満たしている園が少ない状況となっている。このようなことから、私立幼稚園との共存も視野に置きながら、今後の公立幼稚園の方向性、果たすべき役割を明確にしていくことが求められていることから諮問するものである。諮問内容です。①公立幼稚園のあり方についての基本的な方向性について。当面、北部、中部、南部の3園を基幹園として残し公の役割を果たす。当面は北部、百合台幼稚園、中部、大洲幼稚園、南部、南行徳幼稚園の公立幼稚園3園を基幹園として残し公の役割を果たしていく。公の果たすべき役割といたしまして、①統合教育の推進。知的障害児の特別支援学級（ひまわり学級）での受け入れ。言うことを聞いてくれない、かかわり方がわからないなどの気になる子の受け入れ。②教育機会の確保。低所得世帯の児童に対する教育機会の確保。なお、公立幼稚園の保育料の見直しをあわせて行い、低所得世帯の負担軽減と高所得世帯の適正な受益負担となるよう今後検討していく。③幼児教育の研究。経験豊富な幼稚園教諭が多いという公立としての人的資源を生かし、特別支援教育を含めた幼稚園教育の研究・実践及び研究成果の共有・提供による幼稚園教育の資質向上を図る。④子育て支援施策。幼児期の教育に関する相談や支援、情報提供、子育て支援など地域における幼児期の教育センターとしての機能の充実。また、基幹園として考えられる機能でございますけれども、①といたしまして特別支援学級（ひまわり学級）による統合教育の実施。②統合教育相談員を配置し、公私立幼稚園への巡回指導。③幼児教育相談員を配置し、幼稚園教諭や保護者からの相談対応。④特別支援教育を含めた幼稚園教育の研究・実践及び研究成果の共有・提供。その他の園については、廃園可能な園から順次廃園していく。基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス等を考慮しながら、他の園で補完が可能となった園から順次廃園していく。なお、廃園の検討に当たっては、就園率のみでなく、就園児童数（推計を含む）及び周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を十分考慮し計画的に行うものとするというのが大きな1点目でございます。2点目として、公立幼稚園のあり方についての短期的な方向性について。稲荷木幼稚園は廃園、二俣幼稚園については休園の方向で検討。稲荷木幼稚園について。稲荷木幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後においても園児の増加が見込めないことから廃園の方向で検討していく。二俣幼稚園について。二俣幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後については就園児童の50パーセント以上を占める二俣防衛省宿舎から通う児童が平成25年度中の宿舎廃止に伴い激減することとなることから、休園の方向で検討していく。なお、建てかえを含めた今後の防衛省宿舎の動向を見ながら最終決定をしていく。稲荷木幼稚園廃園後の施設活用については関係部署と協議していく。稲荷木幼稚園廃園後の施設活用については、1ことばの教室のあり方、

2 幼児教育センター構想との関連、3 具体的な施設活用等について、こども部を含む関係部署と協議していく。大きな3点目でございます。公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性について。国一本化施策の動向を見きわめ、将来像を決定していく。公立幼稚園の将来的方向性については、現在国が検討を進めている幼稚園、保育園、認定こども園の一本化施策の動向を見きわめた上で決定していく。なお、現状制度においては、将来的に条件が整えば幼児教育の役割をすべて私立幼稚園にゆだねることも方向性の1つと考えられるということでございます。以上が諮問の添付資料、諮問資料ということでございまして、このようにそれぞれの方向性ごとに具体的な内容を記載してございますので、それぞれこれに即した答申をいただくようになりますかと考えております。なお、幼児教育振興審議会につきましては、本来であれば公開で開催するところでございますけれども、本諮問では就園率の低い幼稚園の廃園も含めた検討をお願いいたしますことから、市の方向性が決定する前の審議段階で公開いたしますことは、保護者、また近隣住民に混乱や不安を与えるとともに、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、非公開とすることで前回の審議会においてご承認いただいているところでございます。したがいまして、答申をいただきました後に会議録を公開するという予定でございます。このことからも、本日の定例教育委員会におきます本議案のご審議につきましても非公開審議をお願いしたところでございます。説明につきましては以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

私立幼稚園と公立幼稚園が混在していて、公立幼稚園の合理化という方向に進みたいということだろうと思うのですけれども、全体の数が減っているということはもちろんですけれども、児童が、どちらかというと私立幼稚園を選ぶとかいうことはあるのでしょうか。つまり、公立幼稚園が空間的にだんだんあいてくるということが、ここから読み取れるのですけれども、私立幼稚園でも同様なことは起こっているのですか。

○ 教育政策課長

やはり保育園需要が最近特にふえておりまして、幼稚園全体的にいいましても減少傾向であることは間違いないと思います。ただ、公立幼稚園と申しますと、今でも保育料は1万円ということでございますので、経済的な理由で公立をお選びになる方も今のところいらっしゃるということがあります。それから、特に稲荷木地域につきましては、幼稚園も保育園も需要が低い地域だということでございます。保育園のほうで聞きましても、あの辺は保育需要が少ないとろですよということがございましたので、全体的には私立も公立も幼稚園につきましては減りぎみというところだと思います。

○ 吉岡委員

公立幼稚園の役割という言い方はおかしいですけれども、31ページに果たすべき役割として3点書いてあります。私見ですけれども、この中の1と3は必要だと思っています。教育機会の確保は公立幼稚園でなくとも、私立幼稚園に入ってもらって援助すればある程度できるわけですね。ところが、いろいろな障害がある子だと非常に問題がある子が、私立幼稚園に入ろうとすると、入園困難なことがあります。そういう受け皿として公立幼稚園が大変必要だと思うし、ここにも書いてありますけれども、公立幼稚園の教員はベテランが多くて訓練されていますから、教員がある程度知っていると大分違ってくると思います。だから、この1と3の意味はとても必要だと思うのですけれども、そのことを踏まえて、将来の一本化の展望が33ページに書いてありますけれども、施策の動向を見きわめて将来像を決定していくということで、このときには、幼児教育は全部私立幼稚園にゆだねることも方向性として考えているというのは、私がさっき言った1と3は、今後もふえる可能性はあっても減らないと思うのですね。そういう子たちを、私立幼稚園に一本化してしまったらどうしようということなのですか。

○ 教育政策課長

最後のところに、「将来的に条件が整えば」ということで条件づけしているのですけれども、先ほどおっしゃったような1と3につきましては、今のところ公立幼稚園が担っているということだと思います。それが私立のほうが成熟してきて受け入れられる条件が整えばというようなことで考えております。それからもう1点、機会の確保ということで、先ほど公立の1万円というお話をいたしましたけれども、公立につきましても、今後は所得階層に応じて保育料体系を検討していくかなければいけないのではないかというところがございます。また、私立幼稚園で今1万円で済んでいるところはございません。入園料もかかるということもございますので、その辺を含めまして、教育機会の確保ということが現在のところはあるのではないかということにつきましては、庁内でいろいろな部署から集めて組織しております公立幼稚園のあり方検討会で検討した結果、現在のところはこういうような機能があるということで、今後については傾斜の料金体系とか、今おっしゃったような統合教育とか幼児教育の研究については私立の成熟を待ってということが条件だろうというようなお話を受けとめたところでございます。

○ 吉岡委員

私自身は、問題がある幼児の教育に対しても、健常な幼児に対しても一緒にいる方がいいと思っているのです。それから、貧富の差があっても、その子どもたちが一緒にいろいろなことをやるというのはとても大切なのではないかと思っています。ただ、今もおっしゃっていましたけれども、現状では私立のほうにはそれだけを扱う教員のキャパシティーがないわけで

すね。そういうことも含めて検討していただければ、一本化というのは、むしろ非常にいいことなのではないかと思います。

○ 教育政策課長

まだ国一本化の方向も見えておりませんので、その中でもそういった議論はあるのではないかと思っております。そこをよく見きわめながら進めさせていただきたいと思っております。

○ 宇田川委員長

公立幼稚園は1万円均一ということでしたが、現在、所得に応じてやってはいないのですか。

○ 教育政策課長

今のところ1万円という保育料ずっと推移しております、一律料金です。

○ 宇田川委員長

一般的には所得に応じてやるのではないですか。

○ 教育政策課長

公立幼稚園につきましては、全国にあるところとないところがあるのですが、定額のところが多いように聞いております。調べたところによりますと、傾斜でやっているところはないようでございます。ですから、それを市川市が始めるとなると、先を行くようなやり方かと思います。

○ 宇田川委員長

生活保護などの方は別として、傾斜があるのが普通なのではないのかなと思つていました。

○ 教育政策課長

その辺も検討事項にということです。

○ 中村委員

公立幼稚園は2年保育と決まっているのでしょうか。

○ 教育政策課長

4歳児、5歳児ということで、公立は3歳はやらないということで今までずっと来ているということです。それは私立との兼ね合いもあってということだと思います。

○ 中村委員

保護者からすると、幼稚園を選ぶときに、3年保育を選びたい保護者がすごく多いと思うのです。そういうところでも公立の人気がなくなる原因はあると思います。

○ 教育政策課長

今までそういういきさつはあったようで、3歳まで拡大するというお話もあったようでございますけれども、公立と私立の共存の仕方というところで、その話はつぶれてきたような経緯と聞いております。私立を圧迫すると

いうようなこともあるのではないかと思います。

○ 吉岡委員

今就園できていない児童は何パーセントぐらいあるのですか。全部私立になると、児童教育自身にお金がかかることになってしまうわけですね。先ほど料金が出ましたけれども、一本化するのであれば、極論を言うと無料化で全部やる。児童教育は非常に大切だと思います。教育上大切なから、私立にもかかる金額を補助金で出しているようだけれども、そうではなくて、非常に低額に抑えて、みんなが児童教育を受けやすいような環境をつくってもらいたいと思います。

○ 教育政策課長

今数字は持ち合わせておりませんが、幼稚園に行っている子、保育園に行っている子、障害のある子は障害の施設に行っている子、また、行っていない子も確かにいると思いますが、その辺を公立でどこまで対応できるかということを今まで検討してきたと思います。今おっしゃったように低額化はこれから課題だと思いますけれども、それは国の動向を見ないと何とも申し上げようがないと思いますので、その辺も含めましてご意見として承ります。

○ 五十嵐委員

公立幼稚園3園を基幹園として残すということですが、あわせて私立幼稚園がある程度成熟していかないと、中身の問題で意味がなくなると思うのです。私立幼稚園は評判とか人気とかをとても気にし、もちろん障害のある子たちはうちでは面倒を見られませんので、どうぞ公立へと言って回されるケースは多々あります。入学も選抜方式。それに、今、虐待の相談があっても、これを市といろいろやりとりすると、そういう評判が立つと、うちの園への入園数が減るから、それは公にできないとか、すぐ利益と結びついたものになつていって、中身の充実はなかなか難しい面があるのではないかと思っています。その辺の成熟する期間と、公立幼稚園がだんだん廃園していくペースはどうなっていくのかわからないのですけれども、やはり公立幼稚園が手間暇かけてやらなければならないことはたくさんあるような気がします。その辺を大事にしてほしい。それから、市川市では教育長がこの間も「教育いちかわ」に出していたように、接続、つなぐということで、特に幼稚園・保育園と小学校の連携を密にし、そこでギャップをなくしていくということを強くうたっているので、やはりそれは公立幼稚園がある程度モデルを示しながら伝えていくことは大事な役割で、私立はその辺の実績はなかなかつくれないのが現状ではないかと思います。その辺、中身のことと物との絡みはなかなか難しくて、児童教育審議会ではここまで話せないとは思うのですけれども、そこに通っている子どもや親にとってどうなのかなということも考えて進めていただけると助かります。

○ 教育政策課長

わかりました。私立幼稚園の成熟ということが、もちろんキーワードになってきますので、そのためには、今の体系ではどうしても私立ではできないということであれば、いろいろな施策を行政でも考えながら、私立の環境面が整うようにしていかないと成熟も望めないのでないかという議論はしております。今後、その辺は保護者の方やお子さんのことを考えながら進めていかなければいけないという認識でおりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第20号 平成23年度使用教科用図書の採択についてを議案といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

提案理由でございますが、公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にございます。したがいまして、平成23年度に使用する小中学校の教科用図書及び特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要がございます。なお、児童生徒が使用的教科書につきましては、市川市、浦安市の2市で構成する葛南西部採択地区協議会で同一の教科用図書を選定することとなっております。本日までに両市による採択地区協議会が7月6日、29日、30日と3回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、松田校長会連絡協議会会长、山田特別支援教育研究連盟会長、齋藤P.T.A連絡協議会会长と私、指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、平成23年度に小学校で使用する教科用図書につきまして、小学校教科用目録に登載されている教科書のうちから選定すること、平成23年度に中学校で使用する教科用図書につきまして、本年度と同一の教科書を選定すること、小中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきまして、学校教育法附則第9条の定めによる一般図書を選定することの3点でございました。7月29日、30日に両市の研究調査員から各教科用図書ごとに調査結果の報告を受けた後、選定について慎重に協議いたしました。その選定結果につきましては、お手元に配付いたしました資料35、36、37、38ページのとおりでございますので、これにより議決いただきたく提案するもの

でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

教科書を教育委員会で選ぶことになっているというのはよくわかるのですけれども、実際問題として、これでよろしいということに、私も異議を挟むつもりは全くありません。ただ、異議を挟まないということについて、それが果たして責任を持った言い方なのかということがあって、これは私の努力が足りないわけですけれども、こういう種類の教科書が出てきますよということは公開されているわけで、前回、実際に見ましたし、皆さんの説明もあったわけだけれども、それをもう少し時間を使って、あらかじめ読んで、自分なりの意見、考え方をそれなりに持ってこういう委員会に臨むべきだと思います。ここでいいですよということになるとして、何かあった場合、我々としてどういう責任をとれるのかということは、今回初めてこういう経験をして、相当無責任なことを我々はやっているのだなという気がしているのです。では、どういうやり方があるかですけれども、ここに5人なり6人なり必ずしも専門家ではない委員がいるわけですけれども、その人たちが2科目ぐらい、例えばそれぞれが、どちらかというと得意な分野のものを選んで、それぞれが責任を持って1ヶ月ぐらいきちんと勉強するというようなことがあります。それで皆さんとまた議論する機会もありということで選んでいったらどうかと思います。今までのやり方では、全然教科書を見ていなくて、時間も余りないのですけれども、そうなれば必ず時間をとってやるわけです。ほとんど何も見ずに、皆さんの説明はあつという間に終わって、これでよろしいでしょうかということでは文句も言えないわけで、しかも、違いもなかなか難しいのですけれども、我々は実際使うほうの立場ではありませんので、使うほうの立場のご意見も聞きながら、もう少しまじめにやる必要があるのではないか。つまり、手続上、我々として考えなければいけないことがあるのではないかと思いました。

○ 吉岡委員

私も基本的に内田委員と全く同じように思っているのですけれども、問題は、この間ご説明いただいた時間がすごく短くて、幾ら読んでも多分わからないと思うのです。どれがいいかというのは全然わからないので、この間説明にいらした方たちは、算数だったら算数、理科だったら理科の先生として、ご自分で経験されて、これが一番いいのではないかということでご説明いただいているのだけれども、内田委員がさっきおっしゃったように、説明の時間が短くて我々はわからないわけです。もう少し時間を割いて説明をしていただければいいのではないかと思っています。

○ 宇田川委員長

この件は、今まで教育委員長が教科書の選定委員として浦安市との会合にも出るようになっていたのですね。五十嵐委員が教育委員長のときはちゃんと出られていましたが、私は残念ながら、多分読んでもわからないだろう、それでは委員長はできないと思いましたが、五十嵐委員から、そういうのは私のほうがちゃんと協力しますよというお話をいただいたので、私は教育委員長になったという経緯もございます。私は学校教育に余り経験がないもので、学校教育の本1冊でも、継続性とかあるでしょうし、小学校は6年間やっていくわけですから、そういう中で委員が、この本がいい、あの本がいいと言ってころころ変わったのでは、これもまた困るのではないか。多分変わるときには何か大きなことがあって変わるときしか変わらないということではないかと、私は基本的に思っています。やはり経験のある方に選定委員になっていただいて意見を言ってもらうことが大切で、しかも市川市だけでは決められないという中で、市川市から出されている委員の方々は、一通り目を通さなければならぬので大変なご苦労だと思います。内田委員がおっしゃったようなことが理想なのだろうと思うのですけれども、なかなかそこまではできないのが現状ではないかと思っています。

○ 五十嵐委員

見せていただいたて、私たち自身もあの本でどこがいいかわからない。調査員が教科について3人以上いるのですね。国語や社会などは多いのですが、調査員が調査した報告を審査当日と2日に分けて、国語については、この教科書はこういう特徴があるとか、こういう流れであるとか、いろいろ説明してくださるのですね。そこに疑問を持った委員がそれぞれまた、これはどういうことですかというようなことをやりとりしながら、やりとりの中で、もしかしたらこの教科書が何となく合っているのかなというのが見えてきた後に、市川市は市川市の6人で、国語についてはどれがいいですかねということで決めて、浦安市も決める。その後また浦安と市川が一緒になって、国語については、こういう理由でこの教科書を選びましたと両指導課長が述べて、一致したら、それでいきましょうというシステムでやっています。今回選ばれた教科書は、市川も浦安もそれぞれ市に分かれいろいろ話し合った結果、食い違いがなかったのですね。以前は、例えば地図とかで食い違いがあったとき、また市に戻って話し合いをしたのですが、今回はどこの教科書も、やっぱりこれでいきましょうと、市で決めたものが一致したものです。だから、調査員の調査方法をいかに聞いて解釈するかというのが大きいと思いますが、それは秘密なので、その場合私たちには説明は受けられませんが、市の指導主事が専門の立場でいろいろやってくださいとすることは時間を割いてできると思います。最終的には定例の教育委員会で承認されない限りオーケーが出ない手続にはなっているのですが、その過程の中では、教育委

員を代表して行っているという形です。別に委員長でなくても大丈夫なので、今度は順番に。

○ 宇田川委員長

定例は委員長が行くようになっているということで、五十嵐委員がずっと行かれていたのですが、私はそれを見ていて、とても教科書を選ぶことはできないなというのが頭からあったものですから。

○ 五十嵐委員

107条本という特学の教科書は毎年採択しなければいけないのですね。そのためにきっと私が行ったのだと思うのです。小学校とか中学校は4年に1回というサイクルなので、滅多にないものです。

○ 指導課長

教育委員の代表が各市から1名ということで、委員長という定めにはなっておりません。教育長はなっているのですけれども、教育委員は教育委員の代表1名ということになっております。それから、皆様から今出されました件につきましては、まず市の教科書を採択する前に、県におきまして研究調査員という方々が各教科でいらっしゃいまして、県の選定資料がこちらにまず資料として送られてまいります。先ほど1カ月ぐらい勉強してというお話をいただきましたが、教育委員用の教科書の見本が教科書会社から、ことしの場合、5セット送られてきておりますので、県の選定資料と各教科書会社から送られてきております全教科の教科書をセットにして教育委員の皆さんに事前にごらんいただきまして、皆さんの意向を把握した上で市の協議委員として浦安市との2市の協議会に皆さんの意向を持ちながら参加することは可能かと思います。ことしあきょうこの場で採決していただかなければいけないので、各指導主事からかいつまんだ説明をしたほうがいいのではないかということで、各教科5分で説明をさせていただきましたので、非常に慌ただしい結果となってしまいましたが、本日いただきましたお話をもとに、来年は中学の選定がございますので、来年度の中学校の採択につきましては、また検討してまいりたいと思います。

○ 吉岡委員

私は今の指導課長の言われたこととちょっと違うのだけれども、五十嵐委員や田中教育長はわかるかもしれないけれども、例えば5冊をこれがいいのではないかというのは私は幾ら熟読してもわからないと思います。それはどうしてかというと、経験がない。例えば手術の器械を選ぶ場合、これが使いいいのだと手術をやっている人が一番よく知っているのです。素人の人が見ても、こっちとこっちはどっちがいいといつてもわからないですね。ですから、これが使い勝手が大変よくて、内容も非常にいいし、図柄もとてもいいということをあの席で説明していただいて、納得できれば、私はそれでいいと思うのです。前もって県から5冊来て、見ても、なるほどなと思うだけで

多分わからないと思います。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。本を選定するというのは大変なお金が動くということだと考えると、自分がこの本がいいと言うと責任を持たなければならぬと思うのです。その責任を負うには、自分の能力不足というか、なかなかそこまで言えないのではないかと、本の選定の人は言葉には出ないけれども、多分そういうプレッシャーを感じながらやっているのではないのかなと思っております。他に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成22年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時40分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

中村弘江

委員

内田茂男